

平成25年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月24日 午前10時00分		
	延 会	9月24日 午後2時39分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
			8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
			11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員	1	與 儀 常 次	4	久 田 浩 也
会議録署名議員	2	石 川 清 友	3	内 間 利 三
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	教 育 長	新 城 敦		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

## 平成25年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成25年9月24日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第32号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第33号	今帰仁村税条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第34号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第35号	今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第36号	平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	質 疑
6	議案第37号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	質 疑
7	議案第38号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について	質 疑
8	議案第39号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	質 疑
9	議案第40号	工事請負契約について	質 疑
10	議案第41号	工事請負契約について	質 疑
11	認定第1号	平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑
12	認定第2号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
13	認定第3号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
14	認定第4号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑

○ 副議長 内間利三君 皆さん、おはようございます。議長が所用のため、地方自治法第106条の規定により、わたくし副議長が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1。「議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第32号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

まず、今回は新たに第2条、別表中の今帰仁村景観委員会委員長及び委員の日額についてを提案していますが、委員の構成メンバーですね。人数とメンバーの職責とといいますか。区分ですね。

それから委員会の年間どのぐらいやるのかですね。について説明を求めます。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

今帰仁村の景観委員会の構成なんです、学識経験者2名に、専門委員2名、委員6名を予定しています。今10名の予定です。

それから職責については、学識経験者ですが、琉球大学名誉教授の上間先生を予定しています。あと、学識経験者に株式会社国建の石嶺さんです。あと専門委員に今帰仁村歴史文化センター館長、それから専門委員の建築士の方を委員としています。それから委員の中に、副村長、あと今帰仁村観光協会会長、今帰仁村商工会会長、あと今帰仁村区長会会長、あと今帰仁村女性の会会長、あと今帰仁村青年会会長の10名を予定しております。

それから年間の回数の予定ですが、これは届出を行ってからになりますので、まだ回数は何回ということは、確実に把握することはできませんけれども、今回の9月の補正で、今一回の予算を計上しております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行いたいと思います。

まず細かく、学識経験者及び専門委員とそれから委員の6名ということですが、委員の中にこれは今までも議論になったと思いますが、議会の代表がないということが少し気になるんですが、これはあくまでもその景観委員会があるから、例えば議会の議決に支障があるということをやったのか。議会からの代表がないということで、これの理由。それといたほうがいいんじゃないかという議論もあるんですが、いかがでしょうかね。この点です。

それからまだ会合も決まっていないということで、今回は補正で1回分というのは確認しましたがけれども、委員会条例があると思いますが、その中には回数は定めていないのかどうかですね。何か例えば申し込みした時点でやるとか。特に今回は9月からのいわゆる条例の施行日でありますので、特に必要ではな

いかと思うんです。

それからもうひとつ、確認をしたいのは、この景観条例に議会の開会前に古宇利のシェルタワーも橋の上からも、それから直接登っても確認をしております。恐らく景観条例の趣旨に多分反しているんだろうと、建物自体は。ただその条例がいわゆる施行されるのが今月ということで、それ以前に申請をし、既に着工もし、完成はしていないわけですが、そういう場合には既にこの景観条例は適用されないというふうに判断していいものかどうかですね。今の3点について、再度答弁を求めます。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

議会の代表の方が今、委員の中に入っていないということなのですが、この景観委員会については、この景観計画と景観条例の手続の流れでこの景観委員会を設置していくんですが、まず行為の届出をやる前に、事前の協議を提出してもらいます。それで景観計画に定められている景観形成基準に沿うように説明はしていきますが、まず基準に適合しない場合に景観委員会を開催して、景観委員会の意見を聞いた上で、景観形成上支障がないと認める場合においては適合としておりますが、景観形成基準に不適合な届出が行われた場合に、景観委員会を開催して、景観委員会の意見をもとに助言、指導を行っていきますが、まず従わない場合には、勧告及び公表を行っていくことになっております。そういった形で、今回委員には学識経験者、関係団体を代表する者、地域住民を代表する者、村の職員、その他村長が必要と認めるという形で、今委員の組織を構成しております。

それから今回、施行が9月30日の施行になっておりますが、この9月30日からの事前協議を行うもの。今から建築とか、そういうものを行うということ事前協議を届出するものから、一応適応ということで考えております。

議会の委員のほうは、先ほどあげた景観委員会の規則の中で今組織を決めておりますので、その中から先ほど説明した方を中心に委員を選定しております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時09分)

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 新しい今帰仁村の条例がこれから30日から始まるわけですので、今の説明では、この30日にいわゆる新しい建物、あるいは景観を申請するものから始まるという理解はしております。やはり大変重要な大切な条例だと私は理解していますので、ある意味では定期的にチェックをする必要があるんじゃないかと。今の条例では届出だけですよね。その認定ではないわけですから、届出しなかった場合の、その扱いがとても気になるんですね。自分の家をつくるのはいちいち、なかなか役場には申請しないと思うんですよ。自分で判断するわけですね。大体高さがこんなものだろうと。それからある意味では一般村民は景観条例の中身というのは、あまり把握していないと思いますので、それが条例に違反するかどうかというのも、言われて初めてわかるわけです。ですから今回、前6月議会で、3月議会でしたか、提案し、可決されて施行は9月30日ということで、我々も理解をしていますが、どのぐらい村民にそれが理解されているか。

いつもこの条例が改定するために条例の一部改正が出て、自分たちとしては、それは納得して議決もするわけですが、村民にもっと深く知らせる必要があるんじゃないかと思います。それで一通り、内容は理解しておりますので、あと今月の30日から施行するという事は、次回、来月の広報にでもまた載せるのか。それとも今月には載っていなかったと記憶していますが、その方法は考えているかどうか。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

去った3月にこの景観条例を提案をしまして、9月30日の期間、6カ月間、周知期間としてこの期間を定めておりました。その期間に、周知ということで、広報のほうには8月号のほうに掲載しております。あと、区長会を通して、ポスターとか、あと景観計画の冊子を各区長のほうに配布して、公民館のほうにポスターを掲示したり、あと景観計画を公民館のほうに置いてもらっております。それからこれは建築とか、そういったものは、建築士のほうが設計を行う形になっていきますので、沖縄県建築士協会のほうに、このチラシを1,000枚配布をして、各建築士のほうに、県内の建築士のほうに全部行き渡るように送付しております。そういった意味で、この6カ月間の期間にできるだけ周知をはかるということで、そういったもので今、この期間に広報をやっている状況であります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 ほかに質疑はございませんか。

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 特別職の非常勤の報酬の件について、お伺いします。今帰仁村景観委員会委員長、委員、学識経験者2名、そしてあと8名とあるんですが、学識経験者というのは、どんな人か。どんな構想をもって、この学識経験者というのか、お伺いします。

そして、もっと地域について、語り合える人なんか入れたらどうですか。この2点について、お伺いします。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

学識経験者なんですが、今回選定している琉球大学の名誉教授の上間先生のほうに、学識経験者として入ってもらっています。これについては、これまで景観計画を作成していく中で策定委員会を設置して、ずっとこれまで景観計画を検討してきております。その中でこの琉球大学の名誉教授の上間先生のほうが委員長としてかかわって、ずっと景観計画を作成してきましたので、そういった意味で景観については、専門の先生ですので、そういった意味で今回も景観委員会の中に学識経験者として入れています。

それからもう一方の国建の方もずっと県内のこの景観計画の策定に携わってきた方ですので、そういった意味で学識経験者として、今回入れております。

あとは地域の方を入れたらどうかということの意見ですが、今回各種団体の会長のほうにお願いして、地域の代表の方ということで、委員のほうを選出して委員会のほうに入れております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 景観条例をつくるときに、上間先生と一緒にやったんですが、地元のことは全然わかっていないんですよ。一番わかっていないのは、この国道505号、これをどういうふうにしようか

と決めた。そうしたら今の状況なんです。川辺を切って、魚が上げられるようにやって、ちょっと水溜まりもつくろうと。こういう計画で、綾町まで行ってできたのが今の状況なんです。私は委員長と、国建も全然認めたくないですよ。それより地元の方々とか、年寄りを入れたほうがずっといいです。この地域のことがわかりますから。こういうのは学識経験者とは言わないですよ。地域のことがわかりますか、あの人なんか。地域のことをわかるのは、今帰仁村の年寄り、昔からの景観をわかる人。そういう人が学識経験者だと思うんですよ。私から言わせれば、琉大の名誉教授かもしれないけど。地元のことはわからないですよ。理想は言うけど、いざつくってみたら、全然違うんじゃないですか。それよりは地元の年寄りで地域をよく知っているの方々をもっと入れてやったほうがいいと思いますよ。いわゆる景観条例にしても。今景観条例といっても、CMで全部、浜辺でやぐらかいて、車を浮かべて遊んで歩くでしょう、CM流れているでしょう。あれ景観条例に反しますよ。一応私は学識経験者というのは、地域の年寄りで地域のことをわかった人を入れたほうがずっといいと思いますけれども、それについて答弁を求めます。

○ 副議長 内間利三君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

学識経験者というのは、いろんな考えがあると思いますが、地域でのいろんな経験というのも必要だと思いますが、ある意味では、先ほど建設課長からもありましたように、景観条例にかかわって、ある意味では、状況をよく知っているという専門的な先生方も何名かは入れたほうがいいんじゃないかと思っております。

○ 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前10時23分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 前に国建と、上間委員長ですか、計画を立てたとき、2階のほうで私ら一緒にやったんですけれども、議会から代表で行って、全然違う方向のあれしかやっていないですよ。最初はなかったですよあれ。古宇利の名護パイン園のタワーも。平屋で最初は、貝殻の展示場をつくと。それから後で2階はまたレストラン、そしてタワーまでつくった。それも完成してから、この条例ができた。抜け道ですよこれは。こういうのはつくらなければいいんですよ。景観条例というのを。お家で作るものを、自分が思うようにつくるためにあれがあるんだから、こういうイメージで、自分でイメージをして、こういうお家をつくりたいなど。これ自分勝手でしょう、お家をつくるのは。これをいちいち今帰仁村が規制しないとイケないんですか。村はつくったお家に対して、税金を課税して、税金をとればいいんですよ。景観条例なんか、今帰仁村になくてもいいんですよ。

今帰仁村は40年前に出て、今年帰ってきた人がもわかるぐらいなんです。変わらんから。副村長でもそうはずですよ。たまに帰ってくるけど、「今帰仁村は全然変わらないなあ」と思ったはずよ、最初は。そうでしょう。だから景観条例というのは、なくても、あってもいいと。何であれができてからまたすぐ加えて、景観条例なんかつくるの。じゃあ、いろんなものひっかかりますよ。何もできなくなりますよ、今帰仁村は。現状維持ですよ、現状維持。それよりこれを撤回して、今帰仁村にもっと地元に戻ってきて、お家をつくるぐらいの気持ちでやらないと、色まで決める、村が。そんな話どこにありますか。これは自

分が好みだからつくるのであって、色もですね。色まで全部村が決められたら、お家の中まであとが入ってくるんじゃないですか。こういう具合につくりなさいと。そういうことにならないためにも、この景観条例とか、私は廃止したほうがいいと思います。それに対して答弁求めます。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

この今帰仁村の景観条例なんですが、国の景観法が平成16年に制定されまして、これまで非常に建築とか、そういったものを含めて、無秩序にこう建てられていった経緯がありまして、非常に景観的にそぐわないような状況も見受けられた形で、景観法が制定されております。それに基づいて村のほうでは景観条例を制定したんですが、まずこれの中の基本理念として、ちょっと読み上げましょうね。「本村の山から海への地形的特性と自然環境を根幹としながら、それらと調和した集落や農地など生業の空間や各地域に残る歴史、文化遺産が織りなす美しい景観は、先人たちの営みの中での知恵や信仰の表れであり、村民共有の財産であることにかんがみ、この美しい景観の価値を理解し、後世へと引き継がなければならない」という、こういう基本理念を立てたわけです。それに基づいて、村の果たす役割、あと村民の責務、こういった基本理念にのっとり、村民も協力していこうということです。それから事業者の責務としても、同じこの基本理念にのっとり、この景観条例に協力していくという形で、村の全体的なこういう景観のもの、景観形成基準を設定することによって、村の景観も今後、10年、20年後とか、そういった建物が徐々に建っていく中で、こういう制限というのが、景観形成基準をこの景観計画の中で作成しておりますので、それにのっとり、村のこういう景観を保全していこうという考えでやっておりますので、その面はご理解いただきたいと思います。

○ 副議長 内間利三君 8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を許します。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 今、聞いた言葉で、非常に気にかかることがありますね。「部落の景観のために」と言いましたよね。無作為状態でお家をつくられては困るということで答弁がありましたよね。それなら、墓も同じなんですよ。今帰仁村の仲宗根区は、闘牛場から西側に墓地公園をつくろうと計画しているのに、今村がストップかけているでしょう。それと同じなんですよ。だから私はこれはなくてもいいということです。仲宗根区は先に走っていますよ。部落はサッカー場の端まで、そして大水に対して浸からないように1メートル、新築するお家は1メートル上げると。これはもう20年前に仲宗根区は決めていたでしょう。立派じゃないですか、仲宗根区は。計画をちゃんと立てて、今実行しているんですよ。それに対して村は、ゆっくり歩いてるんですよ。

それで景観条例、矩港から、八重岳、八重岳から雨が降って、伊豆味の山肌の肥料は全部仲宗根の矩港に流して、仲宗根が潤うと。というのが今度逆のぼりするんですよ。矩港から、八重岳からこっちに上がってくるわけですよ。こういう構想なんですよ。本村というのは、ない構想を自分でつくってやる。それを今仲宗根は実行しているんですよ。新築したお家はほとんど上がっていますよ。今の道路より。1メートルなり。何でこれ今時分つくるの。仲宗根はもう20年前から実行しているわけです。景観条例というのはなくてもいいということなんですよ。私から言わせれば。村長、どう思いますか。

- 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)
- 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前10時35分)
- 村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑について、お答えしたいと思います。
- やはり先ほどから、うちの課長からも答弁がありますように、これは審議会ですっかり地域の声も入れて、立派な景観条例が3月に議会を通過しております。9月30日から施行ということでもありますので、これはやはりそのまま施行したほうが良いと思っております。
- 副議長 内間利三君 ほかに質疑ありませんか。9番。
- 9番 山城 太君 ちょっと確認なんですけれども、報酬及び費用弁償に関する条例とありますけれども、これ委員会の設置条例というのはありますか。答弁を求めます。
- 副議長 内間利三君 建設課長。
- 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。
- この今帰仁村景観委員会については、規則のほうで定めて、これから運用していく予定であります。以上です。
- 副議長 内間利三君 ほかに質疑ありませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 副議長 内間利三君 これで質疑を終わります。
- 日程第2.「議案第33号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
- これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 副議長 内間利三君 「質疑なし」と認めます。
- 日程第3.「議案第34号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
- これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 副議長 内間利三君 「質疑なし」と認めます。
- 日程第4.「議案第35号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
- これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 副議長 内間利三君 「質疑なし」と認めます。
- 日程第5.「議案第36号 平成25年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。
- これは歳入一括、歳出一括で二つに分けて行います。
- これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。11番。
- 11番 東恩納寛政君 一般会計、歳入について、質疑を行います。



13ページ、17款の財産収入の1目の不動産売払収入、土地売払収入の平敷前田原売払いですね。この内容の説明。

次の14ページ、一般寄附金、この15ページにまたがっておりますが、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金と同じく財産購入基金215万円の説明を求めます。

歳入17ページ、諸収入の雑入の中にコミセンクーラー2万円とあります。これは、今管理が総務になっているのか。それとも社協になるのか、説明を求めたいと思います。

○ 副議長 内間利三君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

13ページ、土地売払収入でございますが、これは平敷前田原、具体的には旧マルキ産業の給油所跡地のところなんですけれども、そこには無地番、白地の水路敷きがあったんですけれども、その水路敷きの売り払いでございます。具体的な詳細としましては25.28平方メートル、単価にいたしまして9,075円/平米です。その金額となっております。

それから14ページのうるおいとやすらぎのむらづくり応援基金につきましては、6件の寄附でございます。合計510万円となっております。

○ 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 15ページの財産購入基金につきましては、1、2、3、4項目ございます。まずは地積測量図作成委託、それから道路敷用地購入、それから学校用地の鑑定、買上事業に伴う筆境界調査委託です。この4項目となっております。

○ 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 17ページのコミセンクーラー修理については、福祉保健課長のほうから答弁いたします。

15ページの今帰仁村園芸農業活性化基金については、経済課長のほうからお答えいたします。

○ 副議長 内間利三君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

15ページの今帰仁村園芸農業活性化基金、これはいわゆる北部振興事業で、手当をしました強化ハウスですね。ハウスを設置するあれは平成14年ごろの事業だったと思いますけれども、そのときに個人負担分、農家負担分の1割を基金として、基金にして、それから取り崩して園芸農業の活性化に資するというところで、この70万円は今、村で雇用しております農業アドバイザーの賃金に充てております。充当しております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

17ページ、21款4項4目2節の雑入の中のコミセンクーラーの管理については、どちらかということの質疑でしたけれども、福祉保健課のほうで、コミュニティーセンターは管理しております。今回2万円の計上につきましては、歳出のほうにも計上してありますけれども、和室と研修室のほうのクーラーをコイン式にかえまして、受益者負担にしていくことでの計上にしております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時49分)

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大体聞きましたので、あとは歳出で聞きます。

この17ページ、今課長から答弁がありました雑入の説明の中のコミセンクーラー、これは最初、社協がここから移る前は社協が全部担当だったと思いますが、今はもうそこから離れて、福祉保健課のほうでやっているということですか。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

社協が旧今帰仁中学校に移転して、あとからはコミセン管理の委託料も支払いはないです。コミセンの管理の委託料としてコミセンの管理を社協に委託をしておりましたけれども、移転後につきましては、すべての管理、維持管理を含めて福祉保健課のほうで管理しているところであります。

○ 副議長 内間利三君 ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

7番。

○ 7番 山内 聰君 10ページの15款2項5目の与那嶺諸志線道路改築事業、そして18ページの22款1項4目の説明を求めます。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 10ページ、15款2項5目1節の与那嶺諸志線道路改築事業の1,584万円の計上ですが、これは今回当初予算ですね。今回補正をしてその金額を増にしたものであります。与那嶺諸志線は国道505からずっと南のほうに山手のほうに上っていく道路で、今回設計も終わりました、これから工事を着手していきますが、その前に用地買収とか、そういうものもこれからやっていきますので、今回この補正の部分については、事業費の増になっております。

18ページの22款1項4目の与那嶺諸志線の道路改築事業ですが、これは先ほどの事業の増に伴って、借り入れをして事業を行うものです。以上です。

○ 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前10時56分)

ほかに歳入、質疑ございませんか。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 副議長 内間利三君 歳出の質疑を行います。

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出の20ページから行います。2款総務費の5目企画費、節に福岡旅費という

のがあります5万200円の2名ですが、この内容の説明を求めます。

26ページの3款民生費です。社会福祉総務費のこのページの11節の需用費の中に、民生委員一斉改選に伴う就任・退任式。それから次の27ページには、負担金、補助及び交付金の中の、民生委員ユニホームとあります。この内容の説明ですね。

28ページ、3款民生費、4目身体障害者福祉費の手話通訳者派遣旅費の6万円、それから13節の委託料67万4,000円、この説明を求めます。

○ 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前10時59分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

20ページ、5目企画費の9節旅費でございますが、これは防災行政無線の先進地視察ということで、福岡へ2名計上しております。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

26ページ、3款1項1目社会福祉総務費の中の11節需用費の中の、民生委員一斉改選に伴う就任・退任式に伴う7万5,000円の食糧費の関係についてでございますけれども、その件につきましては、民生委員一斉改選に伴う就任及び退任式の開催を予定しております。それに伴う食糧費ですね。オードブル、飲み物等、参加者は50名程度予定してまして、北部福祉保健所、区長等、議員等を介しましての旧民生委員の慰労と、新民生委員の激励を込めた開催を予定しております。

あと27ページの19節負担金の村民生委員、児童委員協議会の民生委員のユニホームにつきましては、新しく改選される民生委員のユニホームということでの計上であります。

あと28ページ、4目の身体障害者福祉費に関する中での9節手話通訳者派遣旅費についてでございますけれども、これまでも手話通訳者が近隣、名護、本部等、近隣のところにおきまして、まだ今年、平成25年度手話通訳者を村に配置しておりますけれども、配置している以前は、県の身障協に委託をしまして、その関係の旅費までも委託料のほうで払っておりました。それが近隣のほうは、村に配置をしております手話通訳者のほうに旅費を支給しまして、村の嘱託員ですので、旅費を計上しまして、身近な場所の本部、今帰仁近隣につきましては、村の手話通訳者を派遣したほうがいだろうということでの6万円の計上しております。那覇とか、中南部になりますと、時間的、村内に利用者が来られたときには、その対応ができませんので中南部等、遠い遠距離につきましては、同じく身障協に委託して払うということになっております。

あと、手話通訳、要約筆記委託料につきましては、当初予算で50万円計上されておりましたけれども、基本料金が47万円ありまして、その手当として件数等、時間等に応じて3万円程度、当初予算にありましたので、今後の利用者の見込みを勘案しまして、16万円計上しているところであります。

あと、精神障害者相談支援事業につきまして、ウェーブさんのほうに、精神障害者の相談に関する事業を委託をしているということでもあります。

あと、身体障害者相談支援事業につきましては、ハーモニーさんのほうに29万3,000円を委託しているところであります。その内容につきましては、賃金旅費、それに委託に関する賃金旅費、需用費、役務費等の内容であります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

45ページ、10款2項1目の12節役務費、学校用地鑑定料ですが、古宇利小学校の用地の中に個人用地が4筆ありまして、合計で1,497平米ございます。そちらの土地の鑑定費用になります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午前11時05分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 20ページの旅費については、防災行政無線の先進地視察ということですが、これは前の6月議会にもそれが出ていたわけですが、基本的には防災行政無線の、事業そのものは始まっているということに理解していいんでしょうかね。今研修も行っているということですが。

字、村全体の事業がもう既に走っているのか。それとも予算がつくまでの研修なのか、その点を答弁を求めたいと思います。

それから26ページ、27ページ、民生委員一斉改選に伴う就任・退任式ということで、7万5,000円食糧費というふうに確認していますが、今回一斉が11月だと理解していますが、この今帰仁村の民生委員、児童委員、すべての役員というか、委員が改選になったのか、各字ですね。まだ空いているのが何か所ぐらいあるのかですね。

それからユニホームの件ですが、何名なのか。その件。民生児童員については、8月現在ではまだまだ欠員があったと思いますが、この一斉改選で何名が新しく改選されて、また何名が退任するのかのところの説明を求めます。以上、説明を求めます。

○ 副議長 内間利三君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

防災行政無線はもう既に実施しているかということでございますが、事業、工事については、次年度を計画しております。本年度は現在、役場課内でプロジェクトチームを立ち上げて検討しております。それからメーカーのデモ、説明会等も2回ばかり行っております。したがって、今年度は計画書を作成、その段階で地域とまた情報交換、要望等を入れてやっていきたいと考えております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 民生委員の一斉改選に伴う、現在の民生委員の数でございますけれども、7月29日に民生委員推薦委員会を開催した状況と変わってはございません。民生委員の新規で19名、それから主任児童委員が1人、20名が新しく推薦されていることになっております。あとは、旧民生委員といえますか、民生委員が配置されていない地域が今泊で2地区、湧川で1地区、玉城で1地区、仲宗根で1地区、児童委員が1人欠で、計6名が今は欠の状況でございます。以上です。

ユニホームの件数につきましては、今年、現在ユニホームを持っていない方々を中心にです。今旧名簿

とすりあわせて、消しこみというか、終わっていませんので、あとでの資料提供でよろしいですか。よろしくをお願いします。

○ 副議長 内間利三君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行いたいと思います。

今の総務課長、防災行政無線の件ですが、今計画ということで、今は各字に村づくり交付金でしたか。各字というか、東側に、湧川、勢理客、天底、渡喜仁だったのか。仲宗根でやっていますよね。ということは、前にもあったんですが、西側のほうにはまだいっていないと思います。今年は計画ということで、次年度から一斉にやるということですか。一斉ですね。

じゃあ、それでうちのところなんですが、湧川のところでいえば、もう既に区内の防災行政無線としては実施しておりまして、無線で8カ所ぐらいですか、スピーカーが出ていますが、まだまだ不備ということで、ほとんど100%通用していないのです。これからのものだと思いますけれども、最初に設置したときにテストとしてやったのか。あるいは場所の選定も当初の計画の図面とちょっと違うところに今、置かれているみたいです。それで区民のほうからも全然聞こえないとか。逆に隣りの天底のほうが大きく聞こえるとか。そういうこの山間がありまして、いずれ来年度、整備するとは思いますが、そのところもう実施しているところはある意味で実用化されておりますので、そのフォローというか、そのほうは区長とタイアップをしてやっていければ、来年に向けるかと思っておりますので、今西側のその状態が全然わかっていないのですが、その部分の今後の実施状況と。それから今いった既に、実施されている東側の部分の整備、そこまでやれるかどうか。答弁を求めます。

それと福祉保健課長の、今答弁ありましたけれども、100%あと11月までに今言った6カ字ではなくて、6名が非改選の中に欠員となっております。2年ぐらい欠員が続いて、やっと今年入ったところもあるし、それから玉城のように人口がふえて、1名で済んだのが2人にいなければならないというところと。仲宗根区がまだ1人ということがありましたので、それが11月までに間に合うのかどうか。でなければ、また新年度も欠員のままで。今の時期とても民生委員の必要は各字ともあると思っておりますけれども、それはまたどのよう対処していくか、答弁を求めます。

○ 副議長 内間利三君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

防災行政無線、西側については、まだ整備されておられません。それから東側については、村づくり交付金事業で整備されておりますけれども、メーカーの提案では、乙羽山のほう、乙羽岳のほうからやって、エリア分けしてやるということですので、当然既に既存の施設の入っている箇所も精査するようになると考えております。

また、そういうのがもし入っていなければ、また発注時にその辺の精査も十分にやるようにということで、見落としのないように万全の体制でその施設を設置していきたいと考えております。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほど少し、新規の方のユニホームの件につきまして、いくらほどかということでございますけれども、

ぱっと調べました5名で5,000円の5名分で2万5,000円の計上となっております。

あと現在、民生委員が推薦上がってきていないというところですね。今泊、湧川、玉城、仲宗根とあと児童委員の6人の空いているところにつきましては、それから地域の区長をはじめ、地域の方々に重立った方を推薦していただきながら、役場でも直接お願いに行き、できるだけ10月、11月改選前までには、全員、民生委員配置できるようにしっかり頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 歳出について、ご質疑します。

27ページ、3款民生費1項社会福祉費、2目の老人福祉費の20節扶助費、敬老祝事業の説明を求めます。

それと30ページ、19節の負担金、補助金及び交付金の12万3,500円の待機児童対策特別事業の説明を求めます。

続きまして34ページ、6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費の13節の委託料、15節の工事請負費、19節の負担金、補助及び交付金の説明を求めます。

続きまして44ページ、10款教育費、1項教育総務費の2目事務局費の19節負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業の説明を求めます。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

27ページ、3款1項2目老人福祉費の中の20節扶助費の中の敬老祝事業の16万円についてでございますけれども、当初の計上予算が100万円計上してございました。支給対象者が116名ですね。100歳以上、新100歳カジマヤー、トーチですね。116名いることから16万円の祝金の補正の計上ということになっております。

30ページ、3款2項児童福祉費の中の19節負担金補助金及び交付金の中の今帰仁村保育所入所待機児童対策特別事業、12万3,500円についてでございますけれども、これにつきましては、県の待機児童対策特別事業補助金によりまして、事業総額は補助限度額は1施設当たり13万円となっております。事業所負担が6,500円、村負担が6,500円、そして県負担が11万7,000円で13万円の事業となっております。保育施設の保育材料とか、研修の研修費用に使うと将来、認定保育園になってもらうというための事業であります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

34ページ、6款1項3目の中の13節委託料、15節工事請負費、19節の負担金補助金について、お答えいたします。

まず13節委託料ですね。これは説明にもございます、総合整備事業 新規地区採択計画作成書委託、これは前の一般質問でもございました。村づくり交付金事業の新規地区に向けての契約書づくりで、地区としましては、村内西部のほうですね。今泊、兼次、諸志を今予定をしております。その各地区の説明会を終了しまして、今需用について、各地区の要望についての吸い上げをしているところでございます。段取りとしましては、前もお答えしましたとおり、これを一回、地元に戻しまして、それに基づきながら、

この契約書づくりを委託をして、計画書をつくっていききたいということでございます。採択に向けて、今年度中の基本計画をつくりまして、新規採択に向けて、来年度に向けて採択を準備するという状況でございます。

あと15節の工事請負費、災害に強い栽培施設の整備事業、これは実は県の一括交付金事業でございまして、いわゆる強化ハウスを設置していこうという事業で、平成24年度、平成25年度、平成26年度と一応県は今、3カ年契約でやっております。平成24年度は主にJA、花卉農協、単協あたりへの補助でございました。県からですね。これが平成25年度におきまして、市町村にもおけるといことで、これを予定しております。今回、2億5,000万円を要望しております、ほぼそれが認められるんじゃないかということで、80%の補助で2億円の歳入で、残り20%の500万円は、農家負担ということになっております。対500万円ですね、20%。対象品目はスイカということでやっております。それで今、16戸、戸数で16戸の予定をしている状況でございます。

下の19節、負担金、補助及び交付金550万円の詳細でございますけれども、まず1番目の自然災害に強い施設強化事業、これは県単事業でございまして、既設のパイプハウスの強化、ハウスの強化ですね。ということで、事業主体としましては、各農家の団体でございまして、いわゆるこれは500万円はいわゆるトンネル補助ですね。県から500万円来て、その事業主体に500万円流す。補助率は2分の1ですので、事業費としては1,000万円を予定している状況です。それで今のところ、崎山、仲尾次、今泊からの要望で、12戸の要望が来ております。この1,000万円の事業費なんですけれども、ただしこれは割り当てで一応は目いっぱいとしているような状況で、その県の配分によっては、その多少動くような状況が今来ておりますので、申し添えておきます。

それと最後になりますけれども、有害鳥獣対策事業、これも県の事業でございまして、2分の1の補助になっております。これはいわゆるカラス対策ということで、今予定をして、この今500羽ですね。1羽1,000円で買い上げると。くちばしで買い上げるといことで500羽を今予定しております。ただしこの事業自体も今行われております県議会を通りませんと、要綱、要領、事業費等々が決定しておりません。それによりまして、県議会が終わりまして、11月になるか、12月になるかはまだはっきりしておりませんが、それを踏まえまして、村としてのきちんとした要綱、要領ができると思いますので、その時点で村民への周知ということになるかと思っております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

44ページ、10款1項2目19節の負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業につきましては、村内にあります学童クラブ、4カ所ございますが、そちらに対する運営費に対する補助事業になりまして、国が3分の1、県が3分の1、村が3分の1の補助率になりまして、要望額どおりの補助金総額が今回の補正額になります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 再度、質疑いたします。

敬老祝事業。これ総額を再度、何名で総額いくらなのか、再度質疑します。

それと、この30ページの保育所待機児童対策特別事業、これは北山保育所のことなのかですね。再度、確認をします。

それと34ページ、3目農業振興費の工事請負費ですけれども、これは2億5,000万円、これはスイカだけに限って16戸の農家なのかですね。ほかの品目があるのかどうか。再度確認します。

負担金、補助及び交付金ですけれども、500万円ですけれども、自然災害に強い施設強化、これは12戸ですけれども、現在あるハウスの補強対策という形でのパイプの補強対策という形での認識でいいのかどうか。また新たにつくることではなくて、補強対策だという形で、お答えしておりますけれども、もう一度答弁を求めます。

カラス対策ですけれども、これは県議会が通らないとわからないということで、その県議会が通る時期によってかわるということですので、これは県議会の通ることを自分も期待しております。

それから44ページですけれども、放課後児童健全育成事業の件ですけれども、国、県、村3分の1ずつの負担で、村内学童クラブ4カ所ということであるわけですので、その内容をもう少し細かい、どういう形で支援をしていくのかですね。ただ4カ所にその金額をどのような形で支援していくのかですね。子供たちへの支援なのか。施設への支援なのか。建物をつくることのできるのかですね。もろもろ制約があると思いますけれども、そこら辺の詳細まで答弁をお願いしたいと思います。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

27ページの敬老祝事業に関することです。当初予算で1万円掛けるの100名、100万円計上してございました。9月での基準日が9月15日になりますので、調査したところ100歳以上が19名、新100歳が13名、カジマヤー祝が23名、トーチ祝が61名、計116名となりまして、16名分の増額補正ということで、総額116万円ということになります。

あと30ページの3款2項保育所費の19節、今帰仁村保育所入所待機児童対策特別事業についての補助対象施設はどこかということをございましたけれども、北山保育園を予定している事業でございます。以上です。

○ 副議長 内間利三君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

34ページ、6款1項3目の中で、工事請負費この災害に強い栽培施設の整備事業、これは先ほど説明しましたように県の一括交付金事業で、この要綱、要領にありますのは、作物としましては、県の戦略作物ですか。それでありまして、今回は今帰仁村はスイカの拠点産地でありますので、スイカということでございます。あとは確認で、自然災害に強い施設強化事業をご指摘のとおり、今のパイプハウスですね。その強化ということでございます。有害鳥獣のカラス対策につきましては、県の動向を受けながら実施していきたいと思っております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

44ページ、19節の負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業の中身につきましてですが、今回



のこの事業は、運営費のみの事業として対象とされております。その運営費を補助するについては、学童クラブの継続的な運営を補助してあげて、保護者が負担をする保育料につきましては、軽減を図ってほしいという願いも入って、そういう運営費に関する事業が導入されております。その事業の内訳としましては、児童数に応じて枠組みがありまして、10名から19名、20名から35名、36名から45名という段階分けて補助額が決められております。まず10名から19名では109万6,000円。20名から35名で198万4,000円。36名から45名で319万2,000円というふうに段階的に補助額が決められておまして、それにあわせて、開設日数の加算額として250日を超える日数、開所をしている場合は300日、251日から300日までの間が対象になりますが、そちらのほうの加算が1万4,000円と決められております。

それから時間的加算もありまして、1日6時間以上を超えて、また午後6時を超える開所時間につきましての時間加算がありまして、それぞれの運営に応じて補助額が決められていく形になっております。補助の中身としては、以上の状況です。

○ 副議長 内間利三君 ほかに質疑ございませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 31ページ、11節需用費、浄化槽のプロアーポンプの取替え、これ場所はどこですか。お伺いします。

34ページ、1節報酬の農業経営アドバイザー70万円はだれなのか。仕事内容について、お伺いします。

19節の有害鳥獣駆除対策事業費50万円、先ほど聞いたあれで、県議会で決まればということなんですけれども、これはいつごろなのか。県議会が終わり次第といいますけれども、これもお伺いします。

そして37ページの15節工事請負費の180万円、運天漁港航路浚渫工事これは何メートルなのか。全体なのか、お伺いします。

そして41ページの15節の工事請負費、河川浚渫費200万円、これは場所はどこなのか、お伺いします。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

31ページ、4款1項1目の中の11節需用費、浄化槽のプロアーポンプ取替えについて、場所はということなんですけれども、保健センターの浄化槽のプロアーポンプ取替えの修繕ということになります。

○ 副議長 内間利三君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず34ページ、6款1項3目の1節報酬の農業経営アドバイザー、当初70万円を予定しておりましたけれども、週3回出勤してもらっていますので、それで不足分を補正しております。仕事の内容は、今経営で認定農業者の申請のアドバイスをしたり等々を、主にやっております。

またこの園芸活性化事業で設置されましたハウスの実績報告を各農家提出してもらっているんですけれども、その提出についてのサポートですね。援助をしているような状況でございます。主な仕事はそういうものでございます。

あと下の欄で負担金、補助及び交付金で有害鳥獣駆除対策事業費、カラス対策事業の50万円についてでございますけれども、これは県の単独事業で、県も今回、補正で上げているような状況ですので、要綱、要領が県議会で決まるということで実施できるということでございます。それにつきましては、北部市町

村会全体でこれだけ取り組んでいこうというために、今回計上をしております。

あと37ページ、6款3項3目の15節工事請負費ですね。運天漁港航路浚渫工事、これにつきましては、議会でもご指摘があったり、いろいろと長年の懸案でやってきておりますけれども、全体をできる金額ではございませんので、今回予定しておりますのは2,000立米を予定しております。実はこれはこの近海に、砂利採取組合がこの試掘のためにくるものですから、船舶の回航費とか、こういうものが除かれまして、その辺の見積もりをもらいまして、単独事業ですので、ぎりぎりのそういつてはあれですけれども、一番漁民が困っている港口ですね。入り口のほうですね。あれを浚渫しようということではしております。その港口含めてこの辺は漁業権が除外されているものですから、4漁協の同意云々、手続上もスムーズにできるといことで、漁協との相談の上、まずはこれをとりかかっていくことによって、この補助事業なりをまたのせていこうという段取りで今、やっているような状況です。以上です。

浚渫については、今、ボリュームが2,000立米ですので、約200メートルの10メートル幅で、1メートルぐらいのボリュームになるような状況です。以上です。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

41ページ、8款3項1目の15節の工事請負費の河川浚渫費の場所ですが、今回は今泊のほうの志慶真川のほうが、土砂がかなり堆積している状況がありまして、その浚渫工事になります。

あと1件、与那嶺のほうの与那嶺団地のちょっと東側に排水路があるんですが、ちょうど整備されたボックスカルバートと、あと素掘りの排水路になっている箇所があって、ちょっと接合点のほうが、水で洗掘される箇所があって、ちょっと畑とか、そういったところも洗掘されている状況がありますので、その護岸の工事になります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 有害鳥獣駆除対策事業費の害虫の件は聞きましたけれども、なるべくは有害鳥獣カラスだけではなくて、マングースまでもふえている。なるべくならやってほしいという気がするわけです。カラスも一番ですけれども、将来的にはマングースまでもやる予定はないか、お伺いします。

それと運天漁港、これ幅が10メートル、深さが1メートル。これ満潮時のときの深さですか。干潮時の深さですか。そして2,000立米といたら、距離的にもちょっとなんですよね。立米としてはね。これだけで本当にできるのか、できないのか。そして200メートルと言いますけれども、1メートルの200メートルだったら、多分干潮時のときの深さだと思うんですけども、幅が10メートル、入り口付近だけで済むのか。それともやはりもうちょっと入り口から広げて、20メートルぐらいとって、そして港まで将来的に予算化して、やる気があるのかどうか。それをしないと、いつまでたってもすぐ砂は風の向きによって、台風のとによっても、すぐ変わってくるんですよ。それで将来的には幅が20メートル、深さは今の倍の深さですよ。3メートル、4メートルぐらいの大型漁船まで入るぐらいの深さがなければいけないのではないかと思いますけれども、それについてお伺いします。

そして河川の工事は、今泊と与那嶺と聞いていますけれども、呉我山も大分たまっているんですよ。ちょっと大雨がふればすぐ冠水する。道にあふれるというぐらいなんです。これは県に要望を前にやると

言っていましたが、やりましたか。その辺をお伺いしたいと思います。

○ 副議長 内間利三君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

まずカラス対策も重要だけど、マングース対策ということですが、マングース対策ということで、今交付金事業で箱穴ですね。これを一応、貸出しております。1人1器ずつですね。ただ貸し出して実績報告は一応は受けるということで、これは交付金事業で今やっているような状況でございます。

あともう1点の運天漁港、これで十分ではないということは、十分承知をしております。まずこの補助事業にのせる場合は、これが維持管理事業ですので、まずはその事業主体である村が誠意を見せなさいということで、国や県から言われておりますので、まずこれをしながら、それをすることによって、まず漁民への説明といたしますか。この財政苦しい中でこれだけやるということも、ひとつであるし、また補助事業を仕組む場合も、維持管理まずはこれだけやってきたということ踏まえて、できるということですので、これで終わりではなくて、補助事業でやれるように、今県にも要請はしておりますし、その需要にのせるように今頑張っているような状況です。以上です。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

呉我山のほうは、大井川河川のほうだと認識していますが、この件についての浚渫工事ですが、9月3日に沖縄県の土木建築部との懇談会がありまして、その中でも要望を出しております。今年、調査を入れて、来年浚渫するというので、回答はもらっております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 漁港の件についてなんですけれども、なぜ私が大きい船も入れるようにしたらどうかということは、今漁船は、今帰仁村は別にしても、ほかの地域は大概、大型化してきているわけです。そうした場合、台風とか、避難のときに入るときに、あの浅瀬では入ってこれないんです、緊急には。そういうこともあるものだから、避難港としてもできるし、県にも要望をしてちょっと深く、幅も広くとって入れるようにしないと、緊急のときを考えないと。ウミンチュはですね。最近の台風はいつ発生するかわからないぐらいの台風ですから、こういうものも言うべきなんです。そのために運天港は避難港として指定されているんですから。こういうもの考えたら、もうちょっと幅も今の倍とって、深さも深くして。これ今帰仁村のためだけではなくて、沖縄のウミンチュの全部のためなんです。緊急にすぐ沖合にいつ避難にすぐ入れるようにするためにも、これは村としても要請すべきだと思います。もう一度、答弁を求めます。

○ 副議長 内間利三君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

運天漁港は避難港としても活用できないかという点がございましたけれども、今港湾が避難港で指定されている状況でございます。その点もありますし、確かに大型化していくということで、漁港のこの航路ですね。これを広げなさいという話もあります。それについては、要望もしている状況で、ただひとつ懸念されるのは、最初のスタートがあまり大きな漁船を対象にしていけないものから、船揚げ場とか、泊

地のほうですね。岸壁のほうですよ。岸壁を掘りすぎるということが、少し非常に難しいところがあるんです。その喫水に合わせて岸壁をつくっているものですから、その辺もあわせながら、いろいろと総合的に検討しないといけないのではないかと考えているところです。以上です。

○ 副議長 内間利三君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時55分)

午 後

○ 副議長 内間利三君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前中の日程第5の歳出の部について、質疑を許します。9番。

○ 9番 山城 太君 42ページ、8款土木費、4項港湾費、19節の負担金、補助及び交付金の中の運天港活性化交流事業の詳細説明等ですね。

44ページの9節の旅費の中・高校生海外語学留学支援事業のマイナスの件。そして下にそのまま同額で委託料のほうに、それが代わってますけど、その辺の説明を求めます。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

42ページ、8款4項1目19節負担金、補助及び交付金の運天港活性化交流事業に152万4,500円の予算を計上していますが、このものについては運天港の緑地広場で、伊是名村、伊平屋村、今帰仁村の3村で交流事業としてイベントを開く予定で今計画しているところです。3村のほうからエイサーとか、あと芸能関係のものを含めて、広場の活性、運天港全体の活性化に向けてイベントを今開く予定でやっています。それとイベントの中に3村の物産の販売もする予定で計画をしているところです。この予算については、今帰仁村、伊平屋村、伊是名村のほうで、それぞれ分担金を出して実施していく予定ですが、今帰仁村のほうで全体の予算の2分の1を持つことになっています。それと伊是名村、伊平屋村で4分の1ずつで負担をしていく計画であります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

44ページ、10款1項2目の旅費のマイナス249万円及び13節委託料のプラスの249万円でございますが、当初旅費として小・中・高校生の海外留学、中学生3名、高校生2名を予定しておりましたが、その事業実施に係る費用の中に、旅費では精算できない部分がございます、海外滞在中の傷害保険、それから現地での施設関係の入場料、それぞれのものが含まれての総額でしたので、そういう部分がございます、旅費で全額支援をするよりは、委託料としてその所在会社のほうに契約をして精算するほうが妥当だという判断のもとで組み替えをしております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度、質疑しますけれども、運天港活性化交流事業の件なんです、これいつごろ予定されているのか。今後の予定、方向性を何年続けるのか。継続とか、そういったもろもろの計画の説明を求めます。

次の44ページの先ほどの海外留学の事業なんですけれども、これ旅費以外に出た金額ということなんですけれども、旅費以外にどういった経費がかかるのか。詳細の説明を求めます。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

今、運天港の活性化交流事業の件ですが、この件につきましては、実行委員会を開催しまして、今年3回の実行委員会を開催しております。その実行委員会の中で開催日時は11月2日土曜日に開催を決定しております。今後継続していくのかということなのですが、今回第1回のイベントとして考えておりまして、今後も継続していく予定でおります。今回、実行委員会の中でもイベントの名称として、「第1回いいな運天港いちゃり場まつり」として開催をいたします。以上です。

○ 副議長 内間利三君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

委託料及びこの旅費につきましては、研修費用に含まれるものとして、旅費も含まれますが、旅費に含まれないものとしての費用は、任意海外旅行傷害保険保険料、またホームステイ滞在費におけるホストファミリーに提供する部分、それから現地運営費として語学研修の授業及びテキスト、教材費、それから課外活動費として、研修に組み込まれている団体行動中の入場料、チップなど、それから研修運営費として、出発前のオリエンテーションから帰国報告までに係る、運営に係る諸経費となっております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 9番。

○ 9番 山城 太君 再度質疑します。

運天港活性化交流事業、これはずっと運天港だけで行うものなんですかね。やはり文言を見ますと、運天港と書いてありますけれども、そういったもの、持ち回りなのか。大変いい事業だと思いますので、今後の発展を願って、答弁を求めて質疑を終わります。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、お答えいたします。

今回のこの計画をしたのは、運天港の活性化に向けての取り組みということで、ちょうど伊是名村、伊平屋村の両村が運天港を発着して港を使っていますので、基本的には今のところ運天港で開催していく予定でおります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 27ページの2目の14節、包括支援センターコピー機使用料の11万7,600円と下のセキュリティ対策ソフトですね。

続きまして、35ページ6款農林水産業費の4目18節備品購入費の系統造成豚等利活用推進事業の47万5,000円。

続きまして37ページ、これは先ほど8番議員からも質疑があったんですけども、3目15節工事請負費の件で、これは今回浚渫するんですけども、その後ですね。実はこれは前々から浚渫を要望してきているんですけども、常にこう障害になってきたのは、次台風が来て、埋まったらどうするかという話であります。これは当然、台風が来ますと、すぐ埋まったりもする可能性があります。そういうことで、今回は仮にやっておいて、あとで来年以降、その工事できる項目を事業を探していくという話だったんですけど

れども、その中であれば航路の両サイドになるのか、主に砂が流入してくる側、西側になるのか、東側になるのか。そこをテトラポットあたりで埋めないと、また同じような事態が発生しかねない状況であるので、次工事をするとき、多分あれば西側から入ってくるのではないかと思うんですけども、両サイド一番できるのが無難だと思いますけれども、砂の入らないようなシステムをつくらないと、これは台風来るとにまた浚渫の話が出ますので、来年度以降、その今回残りの浚渫をするときに、事業費の中でぜひ両サイドの工事、テトラポットあたりまで考えているかどうか、伺います。

38ページの13節委託料、アウトドアスポーツによるインバウンド観光推進事業これが308万6,000円あります。環境衛生向上推進事業に211万円あります。これも説明を求めます。

44ページの13節委託料の中に、薬品処理業務ということで、委託料で115万5,000円組まれております。その説明ですね。

先ほども9番議員から質疑があったんですけども、中・高校生海外語学留学支援事業の249万円、これは今回行かれた児童生徒が中学生3名、高校生2名だという報告でしたけれども、これ行かれた生徒に体験談として、去年、一応は進言して載せてもらったんですけども、あれには全員載っていなかったんです。実は広報にその体験談ということで、5名ぜひとも載せてもらいたいと思います。去年は載っていたのは、1名ではなかったと思います。だからこれはそういう事業をやっているんだということで広報するためにも、ぜひその5名の体験談を広報に載せてもらいたい。その予定があるかどうか、質疑します。

その下の19節、これも先ほど質疑あったんですけども、放課後児童健全育成事業で、運営費に4施設の運営費と助成だとあったんですけども、その4カ所の児童数と、運営費に補助して、保護者の保育料の軽減をさせるということだったんですけども、そのいくら保護者は軽減になっているのかですね。

続きまして49ページ、6目グスク交流センター等費の12節役務費の交流センター浄化槽ネット取替えに26万2,500円。

続きまして50ページ、1目の保健体育総務費の11節需用費の一番下の運動公園機械等修理費に35万円ありますけれども、どんな修理なのか。以上、質疑します。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

27ページ、3款1項2目老人福祉費の中の14節、包括支援センターコピー機使用料の11万7,600円と、包括支援センターセキュリティー対策ソフトについてでございますけれども、この補正予算の計上につきましては、その上の13節委託料の「食」の自立支援事業費14万8,890円からの組み替えでの予算計上です。その中身につきましては、平成25年度の食の配食サービスの予算が2,600食を予定しまして、現行、中間ですけども、平成25年度の見込み額ですね。見込みで2,040食を見込んで、その残り14万8,000円、約14万9,000円を食の配食事業から減額しまして、包括支援センターの活動費としてそれ相当の金額を組み替えしたものです。その事業すべて介護広域からの地域支援事業としての内容になっております。包括支援センターの運営費含めて、食の高齢者の生きがいづくり含めての事業の中で、その中で調整での補正予算としての計上ということになっております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず1点目が、35ページの6款1項4目18節の備品購入費の系統造成豚等利活用推進事業、この事業につきましては、県営事業でございまして、県の事業で、事業主体が市町村、村が事業主体となりまして、優良な種豚を市町村が購入をして、農家に貸し付けるという事業でございまして。それについて県のほうから、10分の10で補助をするということでございます。ちなみに指定種豚と申しますか、それはオキナワアイランドという種類だそうですね。貸し付け期間は3年です。3年後は無償譲渡ということにしております。その詳細は、雄のほうで5万4,600円で1頭、雌が4万2,000円の10頭ということで42万円。合計47万4,600円ということになっております。その事業でございまして。

2点目の37ページ、6款3項3目15節工事請負費の運天港漁港航路浚渫工事ですね。それにつきまして、ご指摘のとおり、これは浚渫だけしては、将来的にはまた埋まるだろうということなんですけれども、今県のほうとも防砂堤と申しますか。その西側、航路西側にかけての防砂堤なども計画の中に入れて要望していこうというふうに、今計画しております。2点目はそれで。

38ページ、7款1項1目商工総務費の委託料、アウトドアスポーツによるインバウンド観光推進事業と、環境衛生向上推進事業、この委託料は両方とも沖縄県緊急雇用対策事業でございまして。1点目のまず、アウトドアスポーツによるインバウンド観光推進事業と、インバウンド観光と申しますものは、海外からの観光客の誘致ということで、今計画をしております。これはそれに係る2名の雇用でございまして。対象となっておりますものは、株式会社上間商店が対象になっております。そしてもう1点は環境衛生向上推進事業、これは本村におきましては、まだ下水道道路等の整備ができていないということで、この環境衛生に関しまして、対象会社がひまわり衛生社が窓口になりまして、2名を雇用していくという事業でございまして、両方ともこの沖縄県緊急雇用対策事業で手当をしていく事業でございまして。以上です。

○ 副議長 内間利三君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

44ページの、13節委託料の薬品処理業務につきましては、該当する薬品は今帰仁中学校の処分のもので34種類、旧古宇利小学校のもので、89種類、合計123種類の273本を予定しております。

それから、中・高校生海外語学留学支援事業につきましては、昨年の実績では1名の報告というふうに伺っておりますけれども、今年はまだその海外の報告がまだなされておられません、今後5名ともどもの体験談を依頼をして、随時、広報紙または村のホームページなどで閲覧できるような形で呼びかけをしていきたいと思っております。

それから19節の放課後児童健全育成事業に係る負担金につきましては、現在それぞれの4学童クラブの幼稚園から小学校6年生までがおりますけれども、それぞれ学年に応じて利用料金が設定されております。高学年が若干安くて5,000円から、低学年になりますと1万3,000円とか、幼稚園生は1万8,000円とかいう形の保育料の設定がされております。ただ今現時点では、交付申請を、4学童と調整をしながら進めていくわけですが、具体的に何パーセント下げなさいとかいう形ではなくて、随時調整をしながら、県のほうの指導ももらいながら、保護者の負担が少なくなるような形で調整できるかと思っております。

それから児童数ですが、毎月、児童数は変動があるものと伺っておりますけれども、本年度初めの児童

数につきましては、1年生から6年生のほうで報告させていただきますが、あいのき学童で13名、北山学童で28名。補助の基本となるのが、小学校1年から3年生までですので、その人数で報告をいたします。あいのき学童で13名、北山学童で28名、座間味学童で16名、学童寺子屋で21名というふうに伺っております。補助事業の基本としては、1年生から3年生までなんですが、県の特認の中で3年生から6年生まで認めてくれるというかたちも調整範囲が残っておりますので、その人数もあわせて確認をしながら県のほうに申請を行っていきたいと思っています。以上です。

○ 副議長 内間利三君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えをいたします。

49ページ、6目役務費の役務費、交流センター浄化槽ネット取替えですけれども、第1駐車場でございます浄化槽でございまして、今は許容範囲を超えておりまして、なかなか悪臭も放っている状況でありまして、このネットと専門的な言葉になってきますので、ろ過といいますか、微生物がすんでいるネットがございまして、それが破損しておりまして、これを取り替えるということですので、この中にはくみ取りをしないとまた補修もできませんので、くみ取り代も含めてのネット取り替えということになっております。

50ページ、1目の保健体育総務費の11節需用費の、運動公園機械等修理費35万円ですけれども、乗用の芝刈り機、トラクターみたいな乗用の芝刈り機がございまして、これが壊れておりまして、部品代ですね。油脂代、エンジンオイルを交換するという計上しておりますけれども、これは一応は沖縄クボタに見積もりをとって修理させる予定であります。以上です。

○ 副議長 内間利三君 2番。

○ 2番 石川清友君 27ページ、先ほど答弁あったんですけれども、費目の洗い替えといいますか、という話でしたけれども、包括支援センターは、村から委託で社協がやっていたんじゃないんですか。その委託料を払って事業をしてもらっていたのではないですか。その包括支援センターと社協とのかかわりですね。そこを答弁を求めます。

続きまして、35ページと18節なんですけれども、これは県からの事業だという話ですけれども、その今回、雄1頭に雌10頭ということなんですけれども、これはあぐーの話ですか。その行き先ですね。その豚の行き先ですね。どこが管理をするのかですね。

37ページは、ぜひ西側の防砂堤も考えているということですので、ぜひこれは何らかの知恵を出してもらって、ぜひ実現できるように頑張ってくださいと思います。

38ページのアウトドアスポーツによるインバウンド観光推進事業、海外からの観光客誘致ということでありますけれども、これは海外といいましても広く、世界にいっぱい国があります。どこからの海外なのか。主にどこを想定しての推進事業をするのかですね。答弁を求めます。

続きまして44ページ、これは薬品処理業務につきましては、今帰仁中学校が34種類の、これはすみません。もう一度、34種類の何本でしたか。本数をお伺いします。それでトータルで273本というのは、本数はないわけですか。中学校については34種類。はいはい。じゃあこれは多分、毒劇物だからだと思わすよ。ということは、薬品処理ということは、有効期限があつてのことなのか。使わないのは実は34種類



も使わないのに買ったのかですね。非常に疑問が残るところであります。そこら辺の説明を求めます。

続きまして、中・高校生海外語学留学支援事業、このほうは実は昨年も自分は行く前から、子供たちにこういうことをさせるので、ぜひそれも想定して、出せるようにしておってくれということで、実は要望したつもりなんです。これはぜひ、その行かなかった子供たちにも、その体験談というのは、読ませてもらって、自分も行きたいと。そういうふうにはやはり広報すべきだと思います。それから来年はぜひこれは実現してもらいたいんですけども、行く前から、子供たちに皆さん帰ってきてからは、こういうことを出してもらいたいと。報告書みたいに。これはぜひ行く前から言っておけば、子供たちもそのつもりで最初から行くはずですから、帰ってきた時点ではすぐ出せるようにしてくれということで、ぜひその事業の成果も出せるようにしてもらいたいと思います。これだけは来年はぜひ、実行してもらいたいと思います。

続きまして、放課後児童健全育成事業なんですけれども、これは対象が1年から3年までで、4施設で78名ということなんですけれども、これは総額から割っていきますと、約1人当たり10万円ぐらい当たるんですね。まだ保護者の保育料といいますか、それを軽減する範囲がまだわからないということなんですけれども、実はこの運営自体への補助だということではあるんですが、その対象者からしますと、もう1人10万円も当たっているんだということは念頭に置いて、ぜひその成果といいますか、その効果はぜひ出せるように、指導はしてもらいたいということで提言します。

49ページ、ネット交換は当然、破れているのであれば、それは替えなければいけないと思います。

50ページ、乗用芝刈り機の修繕費だということなんですけれども、これは部品代ということで35万円なんですけれども、エンジンなのか。後ろのカッターの部分なのかですね。と言いますのは、エンジン部分だと、これは管理する側の責任もあると思います。我々はこれは指定管理ということで年間1,600万円ぐらいは出しているわけですから、指定管理者もその責任はあると思います。でその部品代と先ほど言っていたんですけれども、その内容がわかれば、エンジン部分なのか。それともアタッチメントの刈る機械のほうなのか。答弁を求めます。

○ 副議長 内間利三君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

包括支援センターは、社協に委託しているのではないかという内容のご質疑だったと思いますけれども、平成24年4月1日に、村の直営にしまして、平成24年4月1日に保健師を採用しました。そして他職種、ケアマネージャーについては、嘱託職員として運営していきまして、平成25年1月に主任ケアマネージャーを採用しまして、本格的に陣容がそろって活動しているところであります。

介護広域が28市町村、県内構成している北谷町に事務所があります、介護広域連合が、保険者でありますので、国の補助金等は介護広域連合のほうを受けて、今婦仁村には包括支援センター事業委託ということでありまして、委託の委託は再委託は国の方針としてできないということで、村の直営に平成25年4月1日に変えたときの経過による事務所の運営費ということでの今回の補正の計上です。以上です。

○ 副議長 内間利三君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず1点目は、35ページの系統造成豚等利活用推進事業の中で、この優良種豚とはどういったことか。これはあぐーではなくて、今回優良種豚として指定されておりますのは、オキナワアイランドという種豚でございます。貸し付け先は、乙羽ファームを予定しております。

もう1点目は、38ページのアウトドアスポーツによるインバウンド観光推進事業、これは海外からの誘客ということでございますけれども、アウトドアを中心にした誘客でございますので、東アジア、東南アジア、近隣諸国といたしますか、そこをターゲットにしたがらの誘客に計画をしております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

44ページの委託料に係る薬品処理業務につきましては、古宇利小学校部分につきましては、閉校をいたした後に、使えるものとして、各学校に備品も含めてなんです、薬品も使えるものは持っていかせてくださいということで案内をしていると聞いています。古宇利小学校につきましては、取り残されている部分といたしますか。もう使われなくなる部分として理解しております。ただ中学校の薬品につきましては、期限切れなのか、もう使えなくなったものなのか。そちらのほうは、ちょっと確認がすぐにはとれないので、あとで報告をしたいと思っております。

それから、中・高校生海外語学留学支援事業につきましては、議員から提案ありましたとおり、次年度は行く前にちゃんと子供たちに説明をして、そのように体験談を報告をいただきたいと思っております。

今年も、今行ってきて、帰ってきた時期ですので、まだ思い出もいっぱい残っているはずですので、今のうちに体験談の提出を依頼をして、皆さんに公表できるような形で対応したいと思っております。

それから19節の放課後児童健全育成事業に係る学童に預けている保護者の負担につきましては、今年からこの事業は導入ですので、今までなかった運営費補助金が各学童に申請によって補助できますので、運営の面では判定といたしますか。大分助かる部分があると思っておりますので、その運営補助金として軽減できた部分を保育料に転化といたしますか。保育料の軽減につながるような形で申請し、または運営の調整の中で、働きかけをしていきたいと思っております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

50ページの、運動公園機械等修理費でございますけれども、管理不足というわけではないと思っておりますけれども、今管理先のナスクですけれども、結構機械関係、例えば草刈り機、チェーンソーとか、まめに管理している状況であります。これは特殊な機械でして、どうしても直せない部分とか、管理できないところはあろうかとは思いますが、今ご質疑の中にありました、エンジン部分なのか、カッター部分なのかということでもありますけれども、細かいところはちょっと把握していないんですけれども、一応は見積書の中で、部品代ということでもありますけれども、恐らくエンジン部分ではないかと思っております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 2番。

○ 2番 石川清友君 44ページの薬品処理業務、確認がとれていないということで、薬品処理業務で115万円も組まれていますので、これは古宇利小の部分については、どうしようもないと思うんですけれ

ども、ただ今帰仁中学校については、もし見積もり金額があれば、中学校の部分だけでもありましたら、出せるのでしたらと思うんですけれども、答弁求めますけれども、これが恐らく期限切れではないかと思うんです。でなければ使えるのであれば、使うということで購入しているわけですから、置いておけば使える時期はあると思います。薬品自体にも金をかけて、処理にも金をかける。こんな無駄なことはないですよ。予算使っていく中で、そこら辺はぜひ中学校になぜそういうことが発生したのかは、原因究明、今後こういうことが起こらないような体制づくり、連携はやるべきではないかと思っています。これは薬代まで入れるといくらぐらいになるか。あと調べることができたら、ぜひですね。総額でいくらになるかは、ぜひ調べてもらいたいと思います。

50ページなんですけれども、多分部品代となると、エンジン部分だと思うんですけれども、これはディーゼルエンジンなのか、ガソリンエンジンなのか。ディーゼルエンジンだということで答弁がありましたけれども、ディーゼルエンジンはエンジン部分ですと、オイルさえ切らさなければまず故障はありません。ですね。そういう意味で、私が質疑をしているのは、35万円となるとこれはエンジンの大きな修理ではないかと思っています。自分たちもトラクター持っているからわかります。ということはオイル切れだと思います。管理不十分さがきいていると思います。そこら辺ですね、指定管理者との責任部分というのは、2分1持つのかですね。管理不十分であればですよ、オイル切れであるんでしたらやはり、エンジンの寿命での故障ならこれは仕方ないですよ。ただしかし、管理不足の中で起きた問題であれば、今後はやはり指定管理者にもある程度の責任を負わさないと、修理出たら全部、当局が持つではこれは指定管理者また、年間指定管理料も払ってさせているわけですから、やはりそこら辺はきちっとやるべきところは、言うべきところは言って、向こうも少し注意をしておれば発生し得なかった修理代になる可能性もあると思いますので、機械の保守点検だけは、多分指定管理者の契約書の中にもあると思います、そこら辺は。ぜひ、原因はなぜそうなったか。修理が必要になったのかは、ただ「トラクターが動かないから修理させてくれ」ではなくて、その内容にまでついてやはり、その指定管理者の指導するぐらいはぜひやっていただきたいと思います。

○ 副議長 内間利三君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

44ページに係る委託料、薬品処理業務の中の今帰仁中学校の薬品の処理部門につきましては、塩化アンモニウムとか、硫酸バリウムなど、34点ありまして、それについて、なぜ残ってしまったのか。期限切れまで残るような購入の仕方をしたかという形の質疑だったと思いますが、こちらのほうは学校のほうから事情をもう一度確認をして、後日報告させていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

○ 副議長 内間利三君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今、はっきりした状況はちょっとつかめていない状況でありますけれども、状況を把握をして、今ディーゼルエンジンか、ガソリンエンジンかも、ちょっと把握していない状況でありますけれども、一応は把握次第、連絡して入りたいと思います。指導のほうは決定をして、保守点検させていきたいと思っております。その部品代だけという、ある程度の技術料ですか。それを一応、含まれてはおりますけれども、

徹底して金のかからないように、これからも指導していきたいと思っております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 副議長 内間利三君 これで質疑を終わります。

日程第6。「議案第37号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 副議長 内間利三君 「質疑なし」と認めます。

日程第7。「議案第38号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

歳入歳出一括です。

これから質疑を行います。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出について、質疑を行います。

7ページ、2款事業費、1目簡易水道費の15節の工事請負費2,248万2,000円、配水管移設工事、湧川地区簡易水道事業の説明を求めます。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

7ページ、2款1項1目15節の工事請負費の配水管移設工事の件ですが、これは今、古宇利地区とか天底地区とか、仲宗根地区もそうですけれども、今補助事業、天底地区で入っている箇所、本管の布設については、補助事業でできますが、この家庭につなぐ給水管工事、それについては、村の単独事業費になりまして、その配水管移設工事として予算を計上しております。

また湧川地区の簡易水道事業ですが、これは13節委託料のほうの湧川地区の簡易水道事業、これは委託の業務なんです、これは発注が終わって入札残が1,370万2,000円が入札残として出ていますので、その予算を工事請負費のほうに組み替えをしております。それで湧川地区の簡易水道事業の今年度の施工場所ですが、ガジマンドーのほうの配水管の布設工事とあと、我部井のほうの配水管布設工事を予定しております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

今の説明でわかりましたけれども、今湧川地区の我部井とガジマンドーとは出たんですが、下我部のほうに8班のところがありますが、そのヴィラリゾート沖繩という有料老人ホームができておりまして、一般家庭の50世帯分ぐらいに相当するの、そんなにはならないと思いますが、すごいのがふえています。そういうところの関係は、これとはないと思いますが、配水としてあるいは給水事業として、支障のないようになっているかですね。

それとポンプ場とは、これポンプ場かと思ったんですが、これないと思うんですが、特に湧川地区の水

の硬水率というのが、すごい高いような気がします。これは村内一律なのかですね。今、国、県のダムからの、いわゆる水の混合率というの、それに関係すると思いますが、特に湧川地区が今硬水が高いような感じがします。それと今先ほどの介護事業所、水の事業が一举にふえています、その点で今の配水工事で間に合っているかどうかですね。再度答弁求めたいと思います。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えします。

この湧川地区の簡易水道事業につきましては、今年度から事業が採択されて実施しております。湧川地区につきましても、かなり配水管が老朽化して、この漏水とかがかなりあって、漏水のときにまた取水栓で水を止めたときに、再度出すときに赤水、サビが頻繁に出るということで、今回配水管の布設替えになります。今質疑にありますヴィラリゾート沖繩の箇所なんです、その近くまで配水管の布設工事は設計に入っておりますので、今後順次事業を進めていく予定でおります。

それから硬度の件なんです、各浄水場の硬度はそれぞれ硬度の数値は違っております。湧川地区のほうは今、カルシウム、マグネシウムの値なんです、これは平成23年度の水質検査結果なんです、257の数値が出ております。これは基準としては300ミリグラム以下という水質の基準になっております。吉事浄水場のほうが220、あと仲宗根浄水場が213、あと諸志浄水場のほうが157、平敷浄水場が117という値で、各浄水場のほうで硬度については、数値はそれぞれ異なっています。今、村のほうでは、自己水含めて県の受水を行って、それをブレンドして、給水している状況がありますが、ちょっと湧川のほうが若干数値は、今高いような状況で給水している状況があります。一応、基準値のほうには満たしてはいるんですが、今後こういった受水の量も加味しながら、硬度については考えていきたいと思っています。以上です。

○ 副議長 内間利三君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、説明を詳細にいただきましたけれども、確かに300よりは低いということではあるんですが、まだ諸志とか平敷に比べると少し高いような、これは何と申しますか、月々、年間逐次調査をして、本当は平準化してもらいたいと。それと今、下我部のほうも配水管も布設に入っているということですが、この今の問題というよりは、高低差がありすぎて、特にガジマンドーのところと、5班、今ほしくぼとかあるところの高台は、本当に水圧が弱いんですね。実際には、普通の配水、そういう事業所ではそういう洗濯とか風呂には使えないというか、間に合わないということで、別途からタンク車で間に合わせている状況です。そういうところの均衡なる水圧の平均化といいますか、公平な水の配置、配水ですね。それももう少し考えられるかと思いますが、実際にはとても苦勞しています、その高台は。特に赤水のことで言えば、私たちのところ公民館の近くなんです、平均的な高さだと思っていますけれども、何の工事もしなくても、いきなり水道から赤いのが出てきたりするんですよ、普段でも。だからもう今は、水道の蛇口から直接コップに注いで飲むという家はあまりないのではないかと思うんですけれども、こういう状態が周囲ではまだあるんですね、私たちのところでは。

それと旧簡易水道時分につくった水道が大分古くなってきて、老朽化して漏水というのはよくわかります。工事もやっています。特に国道505号線ですね。我部井のほう、そこの工事が特に頻繁に行いすぎて、

周辺住民から何度も苦情が出ております。直接の村の工事とは関係ないと思うんですが、水道事業業務の皆さんからすれば、どういうことか説明はできるんじゃないかと思いますが、あそこは舗装しては掘り返すというのが、本当に繰り返しているんですね。それがあまり説明もないままに、その周辺には迷惑がかかって交通規制もされているんです。「もう終わったんだな」と思ったら、また掘り返していますね。この直接、今回の配水には関係ないと思いますが、少し説明できないでしょうかね。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えします。

この本部半島一周の県企業局の配管、送水管なんですが、その工事がずっと年度ごとに行われていて、今年ですか、湧川のこの我部井のほうの工事があったんですが、そのところ国道を横断しているボックスがあって、そのボックスを下越しするための工事として、その区間だけ工事が残っていたという状況で、今回また工事が入って、そのときに村の布設された水道管をこの業者のほうにかけてしまって、ちょっと破裂させた状況があって、漏水があって、急遽その対応を村のほうもやってきた状況があります。かなりこの湧川のほうも、管の老朽化があって、今年から湧川地区として、事業入って行って、一応は今のところ平成28年度までの計画で進めていくんですが、その整備が終わる平成28年度には、村の水道、3地区の水道があるんですが、諸志地区と天底と湧川、それが統合されて、上水道として事業は行っていく予定でいます。湧川地区についても今、湧川のこの地区だけの簡易水道事業として配管されているものですから、今後上水道に移行をしていくときに天底地区とか、連絡管をつくって、天底地区からもまた給水は可能になるような方法で、村全体を連絡管で結んでいく予定でいますので、今後は整備されたときには、いろいろ水圧の問題も、そういった面で改善していけると考えております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 課長の説明、大変わかりやすくいいんですが、ちょっとわかりにくいのは、区民ですので、今の説明をというか、工事のほうは本当に何度もやって、あそこ交通量も結構あるんですね。規制をしている中で、交通事故も何件か起こっています。ある意味ではとてもこの周辺住民にすごいある意味では迷惑もかかっていると。だから本当にもういい加減にしてくれというぐらい、周囲の人はあきれているんです。だから、この工事が終わる平成28年までまだありますので、時々説明会をしたり、看板ぐらいでは交通安全のことも含めて、ぜひ考えていただきたいと思います。あの通りですね。夜、回転灯もつけているんですが、時々は夜までやっているんですね、工事を。ですから、もう終わったなと思ったときに、またやるので区民、近くの人をあきらめてはいるんですが、でも慣れたところにまた事故が起こったりもしますので、そのところは広報する方法で、何とかしていただきたいと要望したいと思いません。もう一度答弁を求めます。

○ 副議長 内間利三君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えします。

今この国道505のほうの工事については、県企業局のほうで工事を行っておりますので、村のほうからも企業局のほうには、十分工事について、管の破損とかがないように、十分申し入れをしていきたいと考

えております。以上です。

○ 副議長 内間利三君 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 副議長 内間利三君 これで質疑を終わります。

日程第8.「議案第39号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

歳入、歳出一括です。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 副議長 内間利三君 「質疑なし」と認めます。

日程第9.「議案第40号 工事請負契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 副議長 内間利三君 「質疑なし」と認めます。

日程第10.「議案第41号 工事請負契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 副議長 内間利三君 「質疑なし」と認めます。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 副議長 内間利三君 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたします。

本日は、これで延会します。

(延会時刻 午後2時39分)